

大阪市緊急入院保護業務センター実地調査室総括責任者要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪市緊急入院保護業務センター実地調査室総括責任者（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（任用及び採用選考）

第2条 会計年度任用職員の選考は、大阪市人材データベースに登録している者の内、職歴として課長代理級以上であった者で、社会福祉法第19条に基づく社会福祉主事等の資格を有する他、社会福祉に強い関心と熱意を有する者の内から、次の内容を総合的に勘案して行う。

筆記（論文）試験 又は 口述（面接）試験 若しくは 筆記（論文）試験 及び 口述（面接）試験

2 その他、採用選考に必要な事項は、「大阪市緊急入院保護業務センター実地調査室総括責任者採用試験要領」で定める。

（再度の任用）

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小又は廃止等の状況及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

（業務内容）

第4条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- （1）緊急要保護患者の新規開始の実地調査を行い、その結果を報告する。
- （2）長期入院患者及び施設入所者の実態把握調査を行い、その結果を報告する。
- （3）大阪市緊急入院保護業務センター実地調査室調査員を指揮監督し、業務の円滑な運営に努める。

（勤務地）

第5条 会計年度任用職員は、大阪市緊急入院保護業務センター実地調査室に勤務するものとする。

（勤務時間等）

第6条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次に掲げるとおりとする。

- （1）勤務日数は、週5日とする。
- （2）勤務時間は、9時から15時45分まで、若しくは、10時45分から17時30分まで、とする。
- （3）休憩時間は、12時から12時45分までの45分間とする。

（その他）

第7条 その他必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。